



強くてやさしいバイクの保険 重要事項説明書

総合バイク保険

三井ダイレクト損保

MS&AD INSURANCE GROUP

2024年9月1日
以降始期契約用

はじめに

- この書面では、三井ダイレクト損保の「強くてやさしいバイクの保険(総合バイク保険)」に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。
- ご契約の内容は、保険種類に応じた**普通保険約款・特約**によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、当社Webサイトに掲載の「約款のしおり(普通保険約款・特約)」に記載していますので、ご確認ください。
- 「約款のしおり(普通保険約款・特約)」には、普通保険約款・特約の他、📖のマークに記載の項目等を記載しています。
- 保険契約者**と**記名被保険者**が異なる場合には、この書面に記載の内容について、記名被保険者にも必ずご説明ください。

読み方のご説明

契約概要

▶ 保険商品の内容をご理解いただくための事項です。

注意喚起情報

▶ ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項です。



の項目

▶ 「約款のしおり(普通保険約款・特約)」をご参照ください。

橙色の文字の用語

▶ 下記の「保険用語のご説明」をご参照ください。

保険用語のご説明

「約款のしおり(普通保険約款・特約)」にも「保険用語のご説明」が記載されておりますので、ご確認ください。

📖 < 保険用語のご説明 >

約款	普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続き等に関する原則的な事項を定めたものです。
	特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
補償の対象(者)等	保険契約者	当社に保険契約の申し込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
	被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
	記名被保険者	ご契約のバイクを主に運転される方で、保険証券記載 ^(注1) の被保険者をいいます。
	ご契約のバイク	保険契約により保険の対象となるバイクのことをいい、保険証券に明記 ^(注1) されます。
保険金	保険金	普通保険約款および保険契約にセットされる特約により支払われるべき金銭をいいます。
保険金額	保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載 ^(注1) の保険金額をいいます。
保険料	保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払込むべき金銭をいいます。
その他	危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
	配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方 ^(注2) を含みます。
	親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
	用途・車種	車両番号標等に基づき定めた二輪自動車または原動機付自転車等の区分をいいます。なお、用途・車種の区分は当社が定める区分表によるものとします。
	原動機付自転車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第3項で定める「原動機付自転車」をいいます。二輪の場合は原動機の総排気量が125cc以下(原動機の総排気量が50cc超125cc以下の側車付二輪自動車は除きます。)または定格出力が1.00キロワット以下のものをいい、その他のもの場合は原動機の総排気量が50cc以下または定格出力が0.60キロワット以下のものをいいます。
	申込書類等	当社Webサイトの契約画面または申込書兼確認書、継続のご案内もしくは継続見積書をいいます。



(注1)eサービス(証券不発行)特約がセットされている場合は、ご契約の内容について表示したお客さま専用ホームページの画面に表示されます。

(注2)性別が同一である方は、所定の資料等により確認させていただきますので、お客さまセンターまでご連絡ください。

1 契約締結前におけるご確認事項

(1)商品の仕組み **契約概要**

「強くてやさしいバイクの保険」は「相手方への補償」、「ご自身・同乗者の補償」、「その他の特約」で構成されます。必ずセットいただく「相手方への補償」に、お客さまのニーズに合わせて必要な補償を組み合わせることでお選びいただけます。※ご契約の条件によっては、セットできない特約があります。

基本となる補償		自動セット特約	主な任意セット特約		
相手方への補償 	対人賠償保険	被害者救済費用特約 対物超過修理費用特約			
	対物賠償保険				
ご自身・同乗者の補償 	人身傷害補償特約		自動車事故特約		
		自損事故傷害特約 ^(注) 無保険車傷害特約 ^(注)	搭乗者傷害特約 (傷害一時金払)	搭乗者傷害特約 (死亡・後遺障害)	
その他の特約		スマート継続手続特約	弁護士費用補償特約	日常生活賠償特約	eサービス(証券不発行)特約

(注)人身傷害補償特約をセットしない場合にセット可能となります。自損事故傷害特約と無保険車傷害特約は同時セットとなります。

ご注意ください
 ・原動機付自転車をご契約のバイクとするバイク保険については、その原動機付自転車について適用されるファミリーバイク特約をセットした自動車保険の契約等が他にある場合は、契約の重複が生じることがあります。(特約の補償内容等については保険会社により異なりますので、詳しくはご契約の保険会社にお問い合わせください。)
 ・他の自動車保険等について、補償内容の差異や保険金額等をご確認いただき、『強くてやさしいバイクの保険』の補償の要否をご判断ください。

(2)基本となる補償および補償される運転者の範囲等

①基本となる補償 **契約概要** **注意喚起情報**

基本となる補償は次のとおり構成されており、**保険金**をお支払いする主な場合および保険金をお支払いしない主な場合は次のとおりです。詳しくは普通保険約款・特約をご確認ください。

保険金をお支払いしない場合(共通)

- 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害または傷害
- ご契約のバイクを競技・曲技のため等に使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害または傷害 など

	基本となる補償	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
相手方への補償	対人賠償保険 ※自動セット	ご契約のバイクを運転中等の事故で、歩行者や他の車に搭乗中の方など他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、被害者1名ごとに自賠責保険等の補償額を超える部分に対し、保険金をお支払いします。	ご契約のバイクを運転中の方、その父母・配偶者・子が死傷した場合の損害 など
	対物賠償保険 ※自動セット	ご契約のバイクを運転中等の事故で、他人の車や建物など他人の財物に損害を与えたこと、またはご契約のバイクの所有、使用もしくは管理に起因して軌道上を走行する陸上の乗用具が運行不能になることで、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、保険金をお支払いします。	ご契約のバイクを運転中の方、その父母・配偶者・子の持ち物や管理中の物などの損害、またはそれらの方が所有・使用もしくは管理する軌道上を走行する陸上の乗用具が運行不能になったことによる損害 など
ご自身・同乗者の補償	人身傷害補償特約	ご契約のバイクに搭乗中等の事故により死傷した場合に、その実際の損害額に対し保険金をお支払いします。なお、自動車事故特約をセットすることで補償の対象となる事故の範囲を拡大することができます。	酒気を帯びた状態等でバイクを運転中に運転者本人が被った損害または傷害、闘争行為によりその本人に生じた損害または傷害 など

上記の保険金とは別に、事故によって発生する費用を保険金としてお支払いするものがあります。また、**被保険者**を、基本となる補償ごとに定めています。

 <各補償・特約のお支払いする保険金とその額>、<保険金をお支払いしない主な場合>

② 主な特約の概要 **契約概要**

契約時のお申し出にかかわらず保険種類や契約条件に応じて自動的にセットされる〈自動セット特約〉と、任意にセットできる〈任意セット特約〉があります。詳細については普通保険約款・特約でご確認ください。

● 自動車事故特約〈任意セット特約〉

人身傷害補償特約の補償範囲を拡大します。

○:補償されます ×:補償されません

事故の種類 契約タイプ	ご契約のバイクに 搭乗中の事故	ご契約のバイク以外の自動車に 搭乗中の事故	歩行中等の 自動車事故
車内のみ補償タイプ (自動車事故特約セットなし)	○	×	×
車内・車外補償タイプ (自動車事故特約セットあり)	○	○	○

- ※1 「ご契約のバイクに搭乗中」は、自動車専用道路等においてご契約のバイクを一時的に離れている場合を含みます。
- ※2 「ご契約のバイク以外の自動車」は、記名被保険者、その配偶者またはそれらの方の同居の親族が所有または常時使用する自動車を除きます。
- ※3 「歩行中等の自動車事故」は、自動車に搭乗中以外の自動車事故が対象となります。
- ※4 上表は、記名被保険者とそのご家族の補償について記載したものです。

● 弁護士費用補償特約(自動車事故弁護士費用等補償特約)〈任意セット特約〉

記名被保険者もしくはそのご家族またはご契約のバイクに搭乗中の方等が、自動車被害事故で死傷したり財物に損害を被った場合に、相手方に損害賠償請求を行う際に当社の同意を得て支出した損害賠償請求費用(弁護士報酬、訴訟費用等)をお支払いします。(ただし、費用ごとに設定された限度額の範囲内で、1事故につき被保険者1名ごとに300万円限度とします。)また法律相談費用についても、1事故につき被保険者1名ごとに10万円を限度にお支払いします。

● 日常生活賠償特約(日常生活賠償責任補償特約)〈任意セット特約〉

日本国内における日常生活の事故や住宅^(注1)の所有・使用・管理に起因する事故により、被保険者が他人の身体や財物に損害を与えること、または日本国内で誤って線路へ立ち入ってしまったことなどが原因で電車等^(注2)を運行不能にさせることにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額を補償します。1名あたりの支払額や1事故あたりの支払額に限度額はありませぬ。

(注1) 記名被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。

(注2) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。

③ 特約の補償重複に関するご注意 **注意喚起情報**

以下の特約をセットされる場合、記名被保険者およびそのご家族について、補償内容が同様の他の保険契約(自動車保険や、当社以外の保険契約を含みます。)が既にあるときは、補償の重複が生じることがあります。このとき、重複した補償について、一つの保険契約のみからの支払いとなる場合があります。

他の保険契約との補償内容の差異や保険金額等を十分ご確認ください、以下の特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。(各補償・特約内容の詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。)

ご注意ください 補償の重複を避けるためにこれら補償・特約を1契約のみにセットする場合、廃車等に伴うそのご契約の解約や、家族状況の変化(同居から別居への変化等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、これら補償がなくなることがあります。

〈補償が重複する可能性のある主な特約〉

	今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例 (2台目以降のバイク保険等の補償の場合を含む)
①	人身傷害補償特約「車内・車外補償タイプ」	人身傷害補償特約「車内・車外補償タイプ」
②	弁護士費用補償特約	弁護士費用補償特約
③	日常生活賠償特約	日常生活賠償特約

※1 人身傷害補償特約「車内・車外補償タイプ」が重複している場合は、一方のご契約を「車内のみ補償タイプ」とすることで、補償の重複部分をなくすることができます。ただしその場合、次の点にご注意ください。

・廃車等に伴い「車内・車外補償タイプ」のご契約を解約された場合等には、ご契約のバイクに搭乗中以外の補償がなくなることがあります。

※2 弁護士費用補償特約について、「記名被保険者およびそのご家族」以外の方は、弁護士費用補償特約をセットされたご契約のバイクに搭乗中の場合のみ補償されますのでご注意ください。

④ 保険金額の設定 **契約概要**

保険金額は、補償種類ごとに決めるものと、既に金額が決まっているものがあります。詳しくは当社Webサイトをご確認ください。なお、お客さまが実際に契約する保険金額については、**申込書類等**でご確認ください。

⑤ 主な付帯サービス

すべてのご契約にロードサービスが付帯されます。主なサービスは「レッカーサービス」「車両トラブル緊急対応サービス」等になりますが、詳しくは当社Webサイトに掲載の「三井ダイレクト損保ロードサービスご利用規約」をご参照ください。

⑥補償される運転者の範囲 **契約概要** **注意喚起情報**

運転者年齢条件が適用される方^(注1)のうちご契約のバイクを運転される最も若い方の年齢に応じて、「年齢を問わず補償」「21歳以上補償」または「26歳以上補償」^(注2)のいずれかの運転者年齢条件を設定いただけます。運転者年齢条件を満たさない方が運転中の事故は保険金をお支払いできません。

(注1)運転者年齢条件が適用される方は下記ア.～エ.のとおりです。下記ア.～エ.以外の方(友人・知人、別居の親族、別居の未婚の子など)は、設定した運転者年齢条件にかかわらず補償されます。

- ア. 記名被保険者
- イ. 記名被保険者の配偶者
- ウ. 「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族
- エ. ア.～ウ.までのいずれかに該当する方の業務に従事中の使用人

(注2)ご契約のバイクが原動機付自転車の場合は、設定できません。

⑦保険期間および補償の開始・終了時期 **契約概要** **注意喚起情報**

- 保険期間: 1年間
- 補償の開始: 保険期間の初日の午後4時(申込書類等にこれと異なる時刻が表示・記載されている場合にはその時刻)
- 補償の終了: 満期日の午後4時

(3)保険料の決定の仕組みと払込方法等

①保険料の決定の仕組み **契約概要**

保険料は、ノンフリート等級別料率制度、バイクの種類、記名被保険者の年齢等、以下のような要素等によって決定されます。※当社では、損害率の動向等に応じて保険料の見直しを行っており、ご継続の際に保険料が変更となる場合があります。お客さまが実際に契約する保険料については、申込書類等にてご確認ください。

ノンフリート等級別料率制度	前契約の保険事故の有無や件数等に基づき1等級から20等級までのノンフリート等級、無事故/事故有の区分、事故有係数適用期間を決定し保険料を割引・割増する制度です。ノンフリート等級および事故有係数適用期間は、他の損害保険会社やJA共済等所定の共済からも引き継ぐことができます。なお、新たにご契約される場合は6(S)等級・事故有係数適用期間0年となります。 <ノンフリート等級別料率制度について> 1.(2)ノンフリート等級別料率制度における割増引率の適用方法、1.(3)ノンフリート等級別料率制度における事故の取扱い、1.(4)ノンフリート等級の引継ぎに関するご注意、2.契約後の他社とのノンフリート等級に関する情報の確認について												
記名被保険者年齢別料率区分	次の条件をすべて満たす場合は、始期日時点での記名被保険者の年齢に応じて保険料を算出します。 「ご契約のバイクの用途・車種が二輪自動車」、「運転者年齢条件が21歳以上補償または26歳以上補償」、「ご契約のバイクの使用目的が通勤・通学使用または日常・レジャー使用」												
使用目的	ご契約のバイクの使用目的に応じて、保険料が異なります。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">使用目的</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務使用^(注1)</td> <td>年間を通じて^(注2)週5日以上または月15日以上業務に使用する場合</td> </tr> <tr> <td>通勤・通学使用</td> <td>「業務使用」に該当せず、年間を通じて週5日以上または月15日以上通勤・通学^(注3)に使用する場合</td> </tr> <tr> <td>日常・レジャー使用</td> <td>「業務使用」「通勤・通学使用」のいずれにも該当しない場合</td> </tr> </tbody> </table> (注1)「業務使用」に該当する場合は、当社でお引受できません。ご契約後、使用目的の変更により、「業務使用」となった場合には当社お客さまセンターにご通知ください。保険期間の末日までの間に限り契約内容の変更手続きを行うことができます。(継続契約のお引受はできませんのでご注意ください。) (注2)始期日時点(保険期間の途中で使用目的を変更される場合はその時点)以降1年間をいいます。 (注3)自宅から最寄駅まで使用する場合を含みます。また、家族等を送迎する場合も含みます。例えば、幼稚園(保育園・保育所を除く)への送迎は通学にあたります。	使用目的	基準	業務使用 ^(注1)	年間を通じて ^(注2) 週5日以上または月15日以上業務に使用する場合	通勤・通学使用	「業務使用」に該当せず、年間を通じて週5日以上または月15日以上通勤・通学 ^(注3) に使用する場合	日常・レジャー使用	「業務使用」「通勤・通学使用」のいずれにも該当しない場合				
使用目的	基準												
業務使用 ^(注1)	年間を通じて ^(注2) 週5日以上または月15日以上業務に使用する場合												
通勤・通学使用	「業務使用」に該当せず、年間を通じて週5日以上または月15日以上通勤・通学 ^(注3) に使用する場合												
日常・レジャー使用	「業務使用」「通勤・通学使用」のいずれにも該当しない場合												
地域区分 (ご契約のバイクの登録都道府県)	ご契約のバイクの車両番号等(ナンバープレート)の登録を行った都道府県(以下、「登録都道府県」とします。)に基づく次の7つの地域区分に応じて、保険料が異なります。 「北海道」、「東北」、「関東・甲信越」、「東海・北陸」、「近畿・中国」、「四国」、「九州・沖縄」												
走行距離区分	申込日時点から過去1年間の、ご契約のバイクの走行距離実績 ^(注1) に基づく次の距離区分 ^(注2) に応じて、保険料が異なります。 (注1)6(S)等級・7(S)等級の場合は今後1年間の予想走行距離 (注2)始期日が2025年4月1日以降のご契約で、ご契約のバイクが道路交通法上の特定小型原動機付自転車に該当する場合は、走行距離にかかわらず「その他」の距離区分を適用 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 30%;">3,000km以下</th> <th style="width: 30%;">10,000km超 12,000km以下</th> <th style="width: 30%;">12,000km超 15,000km以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>3,000km超 5,000km以下</td> <td>5,000km超 7,000km以下</td> <td>7,000km超 10,000km以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>20,000km超</td> </tr> </tbody> </table> [デジタル表示の例]  <オドメーター表示> ODO 123456 <トリップメーター表示> TRIP (A)(B) 123.4	区分	3,000km以下	10,000km超 12,000km以下	12,000km超 15,000km以下		3,000km超 5,000km以下	5,000km超 7,000km以下	7,000km超 10,000km以下				20,000km超
区分	3,000km以下	10,000km超 12,000km以下	12,000km超 15,000km以下										
	3,000km超 5,000km以下	5,000km超 7,000km以下	7,000km超 10,000km以下										
			20,000km超										
保険料の割引制度	ご契約条件等によって、各種割引が適用されます。 ・インターネット契約割引 ・継続割引 ・長期無事故割引 ・長期無事故割引プラス ・複数台割引 ・eサービス(証券不発行)割引 ・ご紹介割引 ・ゴールド免許割引 <保険料および割引制度> 2.保険料の割引制度												

②保険料の払込方法 **契約概要** **注意喚起情報**

「年払」と「月払」から選択いただけます。 ○:選択できます ×:選択できません

	クレジットカード払	コンビニエンスストア払	銀行振込 ^(注1)
年払	○	○	○
月払 ^(注2)	○	×	×

(注1)お電話または「申込書兼確認書」でお申し込みの場合に限り、ご利用いただけます。

(注2)当社Webサイトからのみお申し込み可能です。また、「月払保険料」の支払い総額は、「年払保険料の8%増」となります。

なお、保険期間開始後でも、当社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いしません。

📖 <ご契約後にご注意いただきたいこと> 4. 保険料払込方法別の保険料領収日と補償の関係

③保険料の払込猶予期間等の取扱い **注意喚起情報**

保険料払込方法が「月払」の場合、第2回目以降の保険料は毎月の払込期日までに払込みください。払込期日の翌末日までに払込みがない場合、払込期日の翌日以降の事故は保険金をお支払いできないほか、ご契約を解除することがあります。

(4)満期返戻金・契約者配当金 **契約概要**

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

2 契約締結時におけるご注意事項

(1)告知義務 **注意喚起情報**

保険契約者および記名被保険者には、ご契約時に「**危険**に関する重要な事項」として当社がおたずねする特に重要な事項(告知事項)^(注)について正確に告知いただく義務(告知義務)があります。告知いただいた内容が事実と相違する場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがありますので十分にご確認ください。

(注)申込書類等において「告知事項」または📍印で表示しており、電話の際にはおたずねする項目が「告知事項」である旨ご説明します。

<主な告知事項>

記名被保険者	記名被保険者は、対人・対物賠償や人身傷害補償特約の被保険者の範囲等を決めるための重要な事項です。ご契約のバイクを主に運転する方1名をお選びのうえ、ご申告ください。 ●氏名 ●生年月日 ●住所 ●運転免許証の色
ご契約のバイク (車検証等情報)	車検証等(自動車検査証、軽自動車届出済証または標識交付証明書)に記載されている内容をご申告ください。 ●車両番号(車両番号に準ずるものを含む) ●用途・車種 ●車両所有者 ●登録都道府県
ご契約のバイク (上記以外)	ご契約のバイクの使用実態等について、ご申告ください。 ●常時業務使用の有無 ●使用目的 ●改造の有無 ●走行距離区分 ●側車の有無 ^(注) (注)総排気量50cc超125cc以下の場合
前契約	前契約がある場合は、保険証券等に記載されている内容および保険期間中の保険事故件数等をご申告ください。 ●保険会社 ●証券番号 ●保険事故件数(事故類型毎) ●ノンフリート等級 ●事故有係数適用期間
その他の項目	●過去13か月以内の加入歴 ^(注) ●保険契約者または記名被保険者の過去13か月以内の解除歴 ●特別危険保険料率適用予告通知の有無 ●ご契約のバイクの(任意保険)重複契約の有無 (注)過去の契約の記名被保険者が、新契約の記名被保険者、新契約の記名被保険者の配偶者、新契約の「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族に該当する場合

(2)クーリングオフ **注意喚起情報**

・ご契約のお申し込み後でも、「保険証券兼領収証」または「保険引受のご案内」ハガキ^(注)を受領された日から8日以内であれば、次のとおりご契約のお申し込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができます。ただし、保険金をお支払いする事故が既に発生しているにもかかわらず、それを知らずにクーリングオフをお申し出いただいた場合には、クーリングオフはなかったものとしてお取扱いします。

(注)これら書面がお手元に届いていない場合は、当社お客さまセンターにお問い合わせください。

・当社Webサイトのクーリングオフ申し込みページ(<https://www.mitsui-direct.co.jp/customer/coolingoff/>)からお申し出いただくか、下記記入例のとおり、ハガキ等の書面を当社「お客さまセンター」宛に郵送ください(お電話・FAX・メール等での申し出はできません)^(注)。

(注)返還保険料振込口座は、後送する「変更届出書」にご記入いただけます(お申し出時の書面等への記入は不要です)。

・クーリングオフした場合、既に払込まれた保険料は返還します。またクーリングオフによる損害賠償金や違約金は不要です。

●クーリングオフ
申し込みページはこちら



<記入例>

私は下記の保険契約の申し込みを撤回いたします

保険契約者住所 ○○○○○○○○○○○○

氏 名 ○ ○ ○ ○

電話 番号 ○○-○○○○-○○○○

・契約申込日: ○年 ○月 ○日

・保険の種類: バイク 保 険

・証券番号: ○○○○○○○○○○

- ①クーリングオフする旨の記載
- ②保険契約者住所
- ③保険契約者氏名(自署)
- ④連絡先電話番号
- ⑤契約申込日
- ⑥保険種類(バイク保険)
- ⑦証券番号

<宛 先>

〒112-0004
東京都文京区後楽2丁目5番1号
三井ダイレクト損害保険株式会社
お客さまセンター 行

3 契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務等 **注意喚起情報**

①ご契約後、告知事項のうち次に掲げる事項(通知事項)の変更が生じた場合には、遅滞なく当社お客さまセンターにご通知ください。故意または重大な過失によってご通知が遅滞する場合、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがありますので十分ご注意ください。

●ご契約のバイクの用途・車種、車両番号(車両番号に準ずるものを含む。)^(注1)

●ご契約のバイクの使用目的(業務使用/通勤・通学使用/日常・レジャー使用)^(注2)

●ご契約のバイクの登録都道府県

●ご契約のバイクの走行距離区分(6(S)等級、7(S)等級の場合のみ)

(注1)用途・車種の変更により、二輪自動車から二輪自動車以外、原動機付自転車から原動機付自転車以外に変更となり「入替の対象となるバイクの範囲」を超える場合など、当社引受範囲外となった場合にはご契約の解約等のお手続きをいただくことになります。

(注2)使用目的の変更により、「業務使用」となった場合には当社お客さまセンターにご通知ください。保険期間の末日までの間に限り契約内容の変更手続きを行うことができます。(継続契約のお引受はできませんのでご注意願います。)

②次の事実が発生する場合は契約内容の変更が必要となりますので、あらかじめ当社お客さまセンターにご通知ください。

●ご契約のバイクと同一の用途・車種のバイクを新たに取得しバイクの入替をする場合やご契約のバイクの廃車・譲渡・返還に伴いご契約のバイクの所有者、記名被保険者またはそのご家族が既に所有するバイクと入替を行う場合

●ご契約のバイクを譲渡する場合

●記名被保険者が変更になる場合

●運転者年齢条件を変更する場合(ご契約の運転者年齢条件を満たさない方が運転される場合)

●上記の他、特約の追加・削除等契約条件を変更する場合

 <ご契約後にご注意いただきたいこと>

1. (1)②ア. ご契約のバイクの入替、1.(2)ご契約内容の変更に関する留意事項

③事故が発生した場合、事故発生の日時、場所、事故の概要を、直ちに当社事故受付センターにご通知ください。直ちにご通知いただかない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。

④お引越し等によりお申し込み時から住所が変更になった場合も遅滞なく当社お客さまセンターにご通知ください。ご通知いただかない場合、重要なお知らせやご案内ができないことがあります。

(2) 解約返戻金 **契約概要** **注意喚起情報**

ご契約を解約される場合は、当社お客さまセンターにご連絡ください。解約の条件によってご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返戻金として返還^(注)する、または未払保険料を請求する場合があります。詳しくは当社お客さまセンターまでお問い合わせください。

(注)ご契約の保険料から既に経過している期間に対する短期率を乗じた金額を差し引いた金額となります。月払の場合は、契約内容の変更が行われた場合等の例外を除き、返還保険料はありません。

(3) ご契約の中断制度 **注意喚起情報**

下記の理由により、ご契約を解約するまたは継続しない場合は、ご契約を一時的に中断し、中断するご契約の事故の有無・内容・件数等により決定されるノンフリート等級および事故有係数適用期間を新たなご契約に適用できる、「中断制度」があります。

<中断制度が利用できる主な場合>

●ご契約のバイクを廃車・一時抹消登録もしくは譲渡した場合

●記名被保険者が重度傷病により運転不能となった場合

●記名被保険者が海外転勤等で海外に出国する場合

●記名被保険者が妊娠により一時的に運転しなくなった場合

なお、中断日(ご契約の解約日または満期日)から13か月以上ご連絡がない場合や、海外出国日が中断日から6か月を超える場合等はこの制度をご利用できませんので、ご注意ください。詳しくは当社お客さまセンターまでお問い合わせください。

 <ご契約後にご注意いただきたいこと>

2.(2)中断証明書発行の主な条件、2.(3)中断後の新たなご契約の主な条件

4 その他ご留意いただきたいこと

(1) 保険会社破綻時等の取扱い **注意喚起情報**

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして「損害保険契約者保護機構」があり、当社もこの制度に加入しております。自動車保険(バイク保険)は「損害保険契約者保護機構」の対象となっており、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金や解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前および破綻時から3か月以内に発生した事故による保険金は100%補償されます。

(2) 個人情報の取扱い **注意喚起情報**

この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

● 契約等の情報交換について

当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等との間で、登録または交換を実施することがあります。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社Webサイト (<https://www.mitsui-direct.co.jp>)をご覧ください。

(3) 取扱代理店の権限 **注意喚起情報**

当社取扱代理店は、原則として、保険契約締結の媒介を行い、保険契約締結の代理権・保険料領収権および告知受領権は有しておりません。

(4) ご継続時の留意事項

ご契約期間中の事故回数やその結果に基づき決定される翌年度のノンフリート等級等によっては、次回のご契約の引受内容が制限される場合またはお引受できない場合があります。

(5) 重大事由による解除


次の場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 当社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとした場合。
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとした場合。
- ③ 暴力団関係者その他の反社会的勢力^(注)に該当すると認められた場合等。
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合。

(注) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(6) 事故が起こった場合

保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類や、「約款のしおり(普通保険約款・特約)」の「保険金のご請求時に提出いただく書類」に記載の書類等をご提出いただく場合があります。

 <事故を起こされたときのご注意>

5. 保険金のご請求時に提出いただく書類、6. 示談交渉

